

〔別表〕

等級 (給付割合)	身体障害	1口あたりの 給付金額
第1級 (高度障害) (10割)	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円
第2級 (7割)	⑨1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ⑩10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの ⑪1肢に第3級の⑭から⑯までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑭から⑯までまたは第4級の⑳から㉑までのいずれかの身体障害を生じたもの ⑫両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70万円
第3級 (5割)	⑬1眼の視力を全く永久に失ったもの ⑭1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑮1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑯1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ⑰10足指を失ったもの ⑱脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50万円
第4級 (3割)	⑲両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ⑳言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ㉑中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ㉒1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉓1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉔1下肢が永久に5センチ以上短縮したものの ㉕1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ㉖1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ㉗10足指の用を全く永久に失ったもの ㉘1足の5足指を失ったもの	30万円
第5級 (1.5割)	㉙1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉚1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉛1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ㉜1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ㉝1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ㉞両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ㉟1耳の聴力を全く永久に失ったもの ㊱鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ㊲脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15万円
第6級 (1割)	㊳1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊴1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊵1下肢が永久に3センチ以上短縮したものの ㊶1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ㊷1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ㊸1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ㊹1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10万円

加入者(被保険者)のみなさまへ
 福祉団体定期保険は契約者…泉佐野商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

福祉団体定期保険 平成29年4月1日における引受保険会社および引受割合	アクサ生命保険株式会社(事務幹事会社) (89.69%) 住友生命保険相互会社(7.62%) 大同生命保険株式会社(2.69%)
-------------------------------------	--

この保険契約は右記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務をおこないます。引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額・給付金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、引受保険会社および引受割合は将来、契約者(泉佐野商工会議所)の決定により変更することがあります。(保険期間中でも変更される場合があります。)

■このパンフレットは平成28年12月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】



泉佐野商工会議所
 〒598-0006 泉佐野市市場西3丁目2番34号
 TEL 072-462-3128 FAX 072-463-8780

【福祉団体定期保険引受保険会社 事務幹事会社】



アクサ生命保険株式会社
 redefining / standards
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
 TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 大阪南営業所
 〒595-0062 泉大津市田中町10-7
 TEL 0725-22-0751 FAX 0725-22-5548

会員事業所のみなさまへ

平成29年度

ささゆり共済



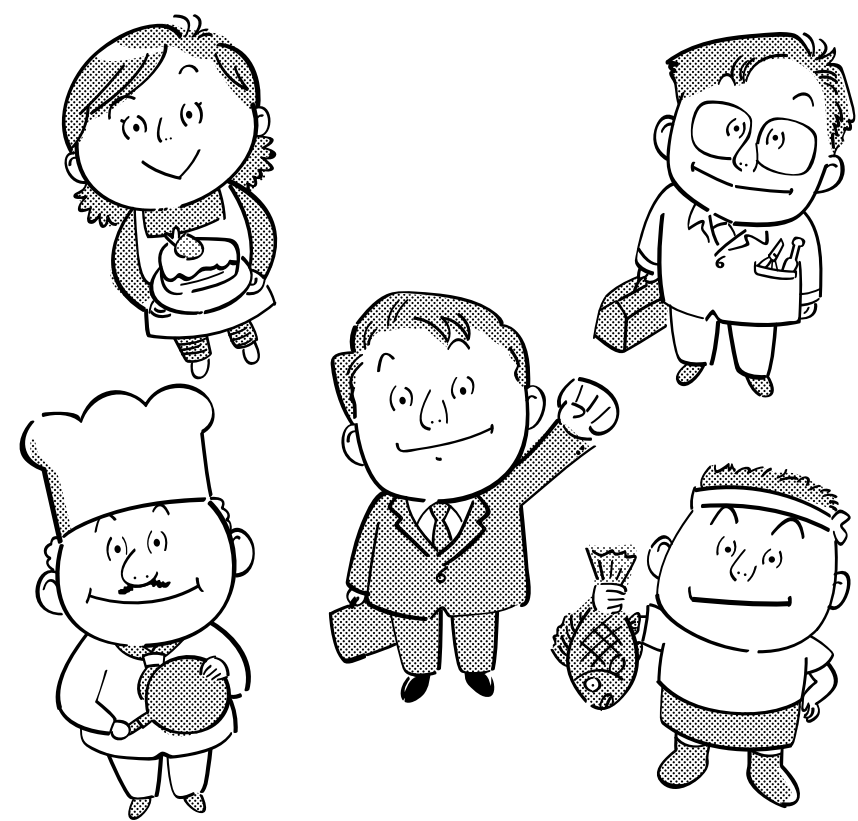
「泉佐野市の花・ささゆり」
 5月中旬から6月上旬に、淡いピンクの花を咲かせ、気高い香りが市民に愛され、親しまれています。

災害保障特約付 福祉団体定期保険
 +泉佐野商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・助成金制度)

**ご留意
 ください**

泉佐野商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社および共同取扱会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称がささゆり共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*災害保障特約付福祉団体定期保険



**福利厚生制度
 にご活用いただけます**

**商工会議所独自の
 給付制度も!**

毎年収支計算し剰余金があれば
配当金も!

**1年更新で医師の
 診査なし**

業務上・業務外を問わず
24時間保障

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
 - 当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および他の生命保険会社(以下、「共同取扱会社」という)にこれを提供します。
 - アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という)は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用することがあります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主、共同取扱会社ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
 - 個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
 - 福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。
 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



ささゆり共済の内容

保障内容

お支払事由		□数	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	
災害保障特約付福祉団体定期保険	不慮の事故*により	死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	
		所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+障害給付金(10割)＞	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	
		所定の身体障害状態（〔別表〕第2級～第6級）になられたとき ＜障害給付金＞	70万円～10万円	140万円～20万円	210万円～30万円	280万円～40万円	350万円～50万円	420万円～60万円	490万円～70万円	560万円～80万円	
	*以外により	死亡または加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき ＜死亡保険金・高度障害保険金＞	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	
泉佐野商工会議所独自の給付制度	お見舞金 （保険期間中1回限度）	不慮の事故による5日以上の通院 不慮の事故による4日以内の入院	一律 7,500円	一律 15,000円	一律 22,500円	一律 30,000円	一律 37,500円	一律 45,000円	一律 52,500円	一律 60,000円	
		病気による入院	5日以上14日以内	一律 7,500円	一律 15,000円	一律 22,500円	一律 30,000円	一律 37,500円	一律 45,000円	一律 52,500円	一律 60,000円
			15日以上	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 30,000円	一律 40,000円	一律 50,000円	一律 60,000円	一律 70,000円	一律 80,000円
	お祝金	結婚祝金 （1年以上加入・本人）	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	
		出産祝金 （1年以上加入・本人および配偶者）	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	
		健康長寿祝金 （70歳の満了時給付・本人）	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	
	助成金	介護支援助成金 （被保険者1人につき1回限度・1年以上加入・被保険者の同居の実親が要介護1以上）	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	

- (注)更新前の入院日数を含みます。
- ・保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。
 - ・災害保険金・障害給付金・入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。
 - ・災害保険金は加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡された場合にもお支払いします。
 - ・障害給付金は〔別表〕障害給付額表に定めるいずれかの身体障害に該当された場合に所定の給付割合でお支払いします。(通算10割限度)
 - ・泉佐野商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
 - ・泉佐野商工会議所独自の給付制度による見舞金は、福祉団体定期保険の保険金・給付金と重複してお支払いしません。
 - ・祝金・助成金は加入後1年以上経過して、結婚入籍・出産・要介護状態になった場合に支給します。
 - ・右記の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

(単位:円)

保険年齢	生年月日	性別	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □
15歳～35歳	S56.10.2	男性	522	1,044	1,566	2,088	2,610	3,132	3,654	4,176
	H14.10.1	女性	465	930	1,395	1,860	2,325	2,790	3,255	3,720
36歳～40歳	S51.10.2	男性	559	1,118	1,677	2,236	2,795	3,354	3,913	4,472
	S56.10.1	女性	510	1,020	1,530	2,040	2,550	3,060	3,570	4,080
41歳～45歳	S46.10.2	男性	612	1,224	1,836	2,448	3,060	3,672	4,284	4,896
	S51.10.1	女性	537	1,074	1,611	2,148	2,685	3,222	3,759	4,296
46歳～50歳	S41.10.2	男性	706	1,412	2,118	2,824	3,530	4,236	4,942	5,648
	S46.10.1	女性	589	1,178	1,767	2,356	2,945	3,534	4,123	4,712
51歳～55歳	S36.10.2	男性	853	1,706	2,559	3,412	4,265	5,118	5,971	6,824
	S41.10.1	女性	660	1,320	1,980	2,640	3,300	3,960	4,620	5,280
56歳～60歳	S31.10.2	男性	1,052	2,104	3,156	4,208	5,260	6,312	7,364	8,416
	S36.10.1	女性	719	1,438	2,157	2,876	3,595	4,314	5,033	5,752
61歳～65歳	S26.10.2	男性	1,349	2,698	4,047	5,396	6,745	8,094	9,443	10,792
	S31.10.1	女性	839	1,678	2,517	3,356	4,195	5,034	5,873	6,712
66歳～70歳 (更新のみ)	S21.10.2	男性	1,958	3,916	5,874	7,832	9,790	11,748	13,706	15,664
	S26.10.1	女性	1,074	2,148	3,222	4,296	5,370	6,444	7,518	8,592

- ・*掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。
- ・*保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)
- ・*掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

ささゆり共済の取扱い

保険期間

保険期間は1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 泉佐野商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で平成29年4月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
なお、65歳6ヵ月を超える方は70歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃がいよう、十二指腸がいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- *申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- 本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規程等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。
 - 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
 - 入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できずして脱退した際は、本共済制度のご加入もできません。

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入日(効力発生日)

掛金のお払込み

掛金はお取引の金融機関の口座より毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分を自動振替いたします。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。(具体例:3月4日に連続して2ヵ月分の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります。)

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性ががあると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けられたとき、入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したもとして取扱います。この場合、ささゆり共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
- 見舞金・祝金・助成金の受取人は加入者または加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

配当金

掛金には次のような税法上の特典があります

税法上の特典	法人の場合	個人事業主の場合
	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。 (法基通9-3-5)(所基通36-31の2)	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。 (直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成28年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金・高度障害保険金について ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②契約者・保険金受取人の故意によるとき ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ③加入者の犯罪行為によるとき ④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、または津波によるとき ⑨戦争その他の変乱によるとき
<ul style="list-style-type: none"> ●災害保険金・障害給付金・入院給付金について ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②受取人の故意または重大な過失によるとき 	

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

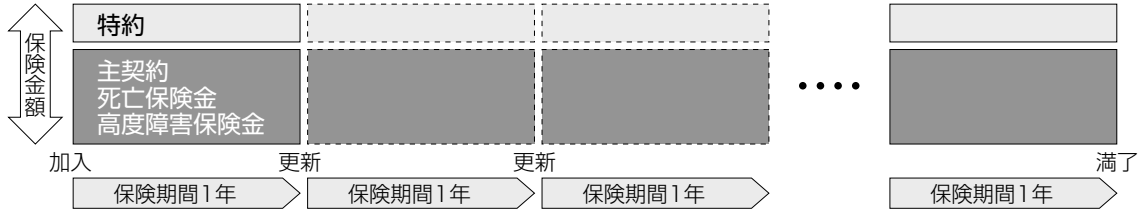
この【重要事項説明書】は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分のうち、契約内容について特にご確認ください事項＜契約概要＞と、お申込みの際に特にご注意ください事項＜注意喚起情報＞を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容についてはあわせてパンフレットをご覧ください、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店に照会してください。

<契約概要>

※各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。詳細は必ずパンフレットをご確認ください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などの保障を確保するために団体(商工会議所・商工会)を契約者として運営する団体保険商品です。

【仕組み図 例】



- 保険期間 保険期間はご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となりご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新されます。
- 主な保険金などの支払事由
 - 死亡保険金………保険期間中に加入者(被保険者。以下同じ。)が死亡されたとき。
 - 高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入(増額)日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき。

※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格はご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めています。詳細はパンフレットを参照してください。
 - ※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約(商工会議所・商工会)ごとに算出します。お払込方法・経路などもご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めていますので、詳細はパンフレットを参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後にご契約(商工会議所・商工会)ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金など この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受保険会社はパンフレットに記載してあります。詳細はパンフレットをご覧ください。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、団体(商工会議所・商工会)へお問合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体(商工会議所・商工会)・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談グループ(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険契約であり、加入者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなる場合があります。）
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず加入者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方に限ります。

次の留意事項を必ずお読みください。加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- ・効力発生日から1年以内の加入者の自殺
- ・契約者・加入者・保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

5. 重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■責任開始期(効力発生日)について

加入申込日(告知日)と責任開始期(効力発生日)についてはご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数、加入率および保険金・給付金の支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■払戻金など

この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お客様からのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店にご連絡ください。

お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「パンフレット」、アクサ生命ホームページ(<http://www.axa.co.jp/>)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはすみやかに商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店にご連絡ください。

【引受保険会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 1月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>